一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

中央材料室機器 一式

(内訳)

高圧蒸気滅菌装置 1台

蓄熱式蒸気発生装置 大型2台及び中型1台

R O 水製造装置 1 台

酸化エチレンガス滅菌装置(排ガス処理装置内蔵) 1台

自動ジェット式超音波洗浄装置 1台

システム乾燥装置 1台

システム流し台 2台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 19 年 3 月 31 日 (土)

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、医療・理化学機器類に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札 参加資格審査の申請書類を平成18年12月14日(木)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成 18 年 12 月 1 日 (金) から平成 19 年 1 月 10 日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号) 第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局経営課用度担当

電話 0858-22-8181 (内線 320)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成 18 年 12 月 1 日 (金) から同月 15 日 (金) までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、 交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年1月10日(水)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県立厚生病院小会議室(本館3階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする 物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年12月21日(木) 午後5時までに提出しなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続 特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び 財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

##

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased :A set of equipment for the Central Supply Room
 - ① High-pressure steam sterilizer, 1 unit
 - 2 Regenerative steam generator, 2 large units, 1 medium unit
 - 3 Reverse Osmosis Water Purifier, 1 unit
 - ④ Ethylene oxide gas sterilizer with built-in exhaust-gas treatment system, 1 unit
 - ⑤ Automatic Washer-Disinfector with Ultra-sonic cleaning, 1 unit
 - 6 Systematic drying device, 1 unit
 - 7 Systematic sink, 2 units
 - (2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 21 December, 2006
 - (3) Date and Time for the submission of tenders: 1:30 PM, 10 January, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail: 12:00 noon, 10 January, 2007

(4) Please contact:Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan TEL 0858-22-8181 ex. 320